

広島県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十七年三月九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十六年広島県選挙管理委員会告示第五十六号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十六年一月二十一日提出の「平田修己後援会」の平成二十五年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

| 政治団体の名称 | 訂 正 前 | 訂 正 後 | 訂正願受理年月日 |
|---------|---|---|-----------------|
| 平田修己後援会 | 収入・支出の総額 支出総額 翌年への繰越額 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 2, 878, 887 円 663, 628 円 2, 878, 887 円 2, 866, 607 円 1, 138, 510 円 | 収入・支出の総額 支出総額 翌年への繰越額 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 2, 783, 337 円 759, 178 円 2, 783, 337 円 2, 771, 057 円 1, 042, 960 円 | 平成二十七年 二月一七日 |